

中央環境審議会答申及び総量削減 基本方針改定の概要について

検討経緯

- **自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（H23.3）**

総量の削減に関する目標について

平成32年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。ただし、平成27年度までに監視測定局における環境基準を達成するよう最善を尽くす。

- 
- **環境大臣から中央環境審議会に「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」を諮問(R2.8)**
令和2年9月から令和4年3月まで、中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス総合対策小委員会において、大気汚染の状況及び現行の施策の進捗状況等を踏まえ、自動車NOx・PM法に基づく総量削減基本方針及び制度全般にわたる検討が行われた。
 - **中央環境審議会会長から環境大臣に対して答申(R4.4.28)**
※答申の概要については2ページ、本体については資料1-2及び1-3を参照
 - **基本方針（変更案）及び関係省令の改正（案）のパブリックコメント（R4.9～R4.10）**
 - **基本方針の変更及び関係省令の改正（R4.11.28）**
※改正の概要については3ページ、本体については資料1-4を参照

① 中央環境審議会答申概要（R4.4）

- 総量削減基本方針に規定されている「平成32年度までに窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域において二酸化窒素と浮遊粒子状物質の大気環境基準を確保する」という目標はほぼ達成されたと評価した上で、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について取りまとめられた。

5. 今後の自動車排出ガス総合対策の在り方

<総量削減基本方針に定める目標及び定める施策>

- 今後新たな規制措置を追加的に設ける必要はない。一方で、現状を悪化させない観点から、これまで実施して来た施策のうち、効果が高いと考えられる自動車単体対策を中心として、これまで実施して来た施策に継続して取り組んでいく必要がある。
- 以上のことから、**総量削減基本方針については、その施策の追加・修正は必要なく、目標についても現状の目標を維持・継続することが適当**である。
- なお、施策の状況及び目標の達成状況について5年後を目途に評価することが適当と考える。

<その他の自動車排出ガス対策について>

- **PM2.5については、一次粒子の削減と二次粒子の生成に寄与するNO_xの排出を削減することが重要であり、SPM対策と共通する施策も多いこと等から、環境基準を100%達成できるよう引き続き各種施策を実施することが重要。**さらに、**総量削減計画に基づくPM排出量の削減に係る各種施策は、PM2.5にも寄与するものであるため継続されることが重要。**
- 自動車排出ガス対策の推進に当たっても、国民が参画する取組が重要である。ステークホルダーとの調整に当たっては、双方向のコミュニケーションを図りながら進めていくとともに、エコドライブ等、国民ひとりひとりが参画でき、かつ地球温暖化対策と大気汚染対策の両方に資する取組を推進することが重要

② 総量削減基本方針等の改定概要（R4.11）

（1）総量削減基本方針

目標年度を平成 32 年度から令和 8 年度に変更する。

* 対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減のための施策に関する基本的事項等については変更なし

（2）自動車NO_x・PM法施行令

①自動車NO_x・PM法施行令第 2 条及び第 3 条において、関係都道府県が策定する窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画（総量削減計画）は、平成33年 3 月までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準が確保されるように達成の期間を定めるものとされていることから、基本方針と同様に、平成33年 3 月から令和 9 年 3 月に変更する。

②施行期日については、関係都道府県が次期総量削減計画を策定するまでの一定の期間を確保するため、令和 6 年 4 月 1 日とする。